

第7節 ビデオグラム録音

著作物をDVD、Blu-ray Discなどの記録媒体に連続した映像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第3節、第15節又は第16節が適用される場合を除き、ビデオグラムの複製目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 商用複製

(1) 市販する目的で複製する場合

次の基本使用料（著作物の固定に係る使用料。以下同じ。）と複製使用料（複製個数に基づく使用料。以下同じ。）を合算して得た額とする。

ア 音楽のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム1個につき、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに、次の算式によって算出した額又は3円のいずれか多い額とする。

$$\begin{array}{l} \text{ビデオグラムの} \\ \text{小売価格} \end{array} \times 5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}} \\ \text{(消費税額を含まないもの)}$$

イ 劇場用映画のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム1個につき、当該ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）に1.75%を乗じて得た額とする。

ウ ドラマ・アニメのビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

- a 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60%までの場合
ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、
次の算式によって算出した額又は 1.8 円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの小売価格} \times 4.5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

- b 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60%を超える場合
エ(イ)に定める額とする。

エ その他のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分まで
ごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、
次の算式によって算出した額又は 2 円のいずれか多い額とする。

$$\text{ビデオグラムの小売価格} \times 4.5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$$

(消費税額を含まないもの)

(2) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合

(ア) 利用曲数 5 曲まで

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類
を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、次のとおりとする。

個数	利用曲数	使用料
3 個まで	1	2,000 円
	2	4,000 円
	3~5	5,000 円

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、
当該額にその同額を加算した額とする。

(イ) 利用曲数が5曲を超える場合

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、次のとおりとする。

a 利用曲数を5で除して剰余が生じない場合

5曲当たり5,000円とする。

b 利用曲数を5で除して剰余が生じる場合

利用曲数を5で除して得られる商（小数点以下の端数を切り捨てた整数）に5,000円を乗じて得た額と、剰余の数に応じて次に定める額を合算して得た額とする。

個数	利用曲数	使用料
3個まで	1	2,000円
	2	4,000円
	3~4	5,000円

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

イ ア以外の場合

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり4,000円とする。

個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(3) (1)及び(2)以外の目的で複製する場合

次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ア 音楽のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに800円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラムの個数に応じて、著作物1曲当たり利用時間1分までごとに次の額とする。

50 個まで 350 円

50 個を超える場合 350 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額

イ 音楽のビデオグラム以外のビデオグラム

(ア) 基本使用料

ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。

(イ) 複製使用料

ビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに次の額とする。

50 個まで 220 円

50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4.4 円を加算した額

2 非商用複製

(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合

ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 2,000 円とする。

個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。

(2) (1)以外の目的で複製する場合

1(3)イに定める額に 50%を乗じて得た額とする。

(ビデオグラム録音の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用複製

営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。

(イ) 非商用複製

教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など(ア)以外の複製をいう。

(ウ) 音楽のビデオグラム

次のビデオグラムをいう。

㊦ コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の映像が主たる内容となっているビデオグラム

㊧ オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム（(エ)に該当するものを除く。）

㊨ カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム

㊩ その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム

(エ) 劇場用映画のビデオグラム

劇場用映画（映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、映像を連続して固定したもの）を複製するものをいう（(ウ)の㊦、㊧及び㊩に該当するものを除く。）。

(オ) ドラマ・アニメのビデオグラム

テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう（(ウ)又は(エ)に該当するものを除く。）。

(カ) その他のビデオグラム

(ウ)、(エ)及び(オ)以外のビデオグラムをいう。

(キ) ブライダル等

結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。

(ク) 総再生時間

ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(ケ) 著作物の合計利用時間

ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切り上げたものをいう。

(コ) 著作物の累計利用時間

ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を切り上げたうえ累計したものをいう。

(使用料計算の特例)

- ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。
- ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。
- ④ 外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定した場合の使用料（消費税相当額を除く。）は、1(1)及び(3)並びに2(2)の規定にあっては、当該規定に基づき算出される基本使用料の額を指定された額に読み替えて算出した額とし、1(2)及び2(1)の規定にあっては、当該規定に定める額に指定された額を加算して得た額とする。
- ⑤ 平成28年9月30日までの許諾に係るビデオグラム（ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、品番や小売価格に変更のないものに限る。）を複製する場合の使用料については、1(1)イを適用する。
- ⑥ ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、次の㉞又は㉟に該当するものの複製使用料は、1(1)ウ(イ) aの算式によって算出した額又は0.6円のいずれか多い額とし、同割合が60%を超えるものであり、次の㉞又は㉟に該当するものの複製使用料は、1(1)エ(イ)の算式によって算出した額又は1.6円のいずれか多い額とする。

- ㊦ ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が1,500円以下であり、かつ、著作物の利用時間が20分以上であるビデオグラム
- ㊧ ビデオグラムの小売価格（消費税を含まないもの）が1,500円を超え6,000円以下であり、かつ、著作物の利用時間が200分以上であるビデオグラム

（本規定により難しい場合の使用料）

- ⑦ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

（経過措置）

- ⑧ 2(2)の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。